



第 6 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 6 年（行ウ）第 6 2 号（第 1 事件） 令和 6 年（行ウ）第 6 3 号（第 2 事件）																												
期 日	令和 7 年 5 月 1 6 日 午後 3 時 0 0 分																												
場所及び公開の有無等	東京地方裁判所民事第 3 8 部法廷で公開																												
裁 判 長 裁 判 官	鎌 野 真 敬																												
裁 判 官	志 村 由 貴																												
裁 判 官	中 川 大 夢																												
裁 判 所 書 記 官	清 水 健 太 郎																												
出 頭 し た 当 事 者 等	<table border="0"> <tr> <td>第 1 ・ 第 2 事件原告</td> <td>岡 田 正 則</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>小 澤 隆 一</td> </tr> <tr> <td>第 1 事件原告</td> <td>小 森 田 秋 夫</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>平 和 元</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>宮 腰 直 子</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>平 松 真 二 郎</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>彌 重 仁 也</td> </tr> <tr> <td>第 2 事件原告</td> <td>加 藤 陽 子</td> </tr> <tr> <td>第 1 事件原告兼第 1 ・ 第 2 事件原告ら代理人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>福 田 護</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>三 宅 弘</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>米 倉 洋 子</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>南 典 男</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>大 江 京 子</td> </tr> </table>	第 1 ・ 第 2 事件原告	岡 田 正 則	同	小 澤 隆 一	第 1 事件原告	小 森 田 秋 夫	同	平 和 元	同	宮 腰 直 子	同	平 松 真 二 郎	同	彌 重 仁 也	第 2 事件原告	加 藤 陽 子	第 1 事件原告兼第 1 ・ 第 2 事件原告ら代理人			福 田 護	同	三 宅 弘	同	米 倉 洋 子	同	南 典 男	同	大 江 京 子
第 1 ・ 第 2 事件原告	岡 田 正 則																												
同	小 澤 隆 一																												
第 1 事件原告	小 森 田 秋 夫																												
同	平 和 元																												
同	宮 腰 直 子																												
同	平 松 真 二 郎																												
同	彌 重 仁 也																												
第 2 事件原告	加 藤 陽 子																												
第 1 事件原告兼第 1 ・ 第 2 事件原告ら代理人																													
	福 田 護																												
同	三 宅 弘																												
同	米 倉 洋 子																												
同	南 典 男																												
同	大 江 京 子																												

同	神	谷	延	治
同	辻	田		航
同	三	宅	千	晶
第1・第2事件原告ら代理人	関	守	麻紀子	
同	大	山	勇	一
同	安	齋	由	紀
被告指定代理人	田	中	隆	士
同	市	原	麻	衣
同	鈴	木	吉	憲
同	原	田	直	也
同	原			裕
同	伊	丹	俊	剛
同	佐	藤	和	斗
同	鈴	木	智	文
同	日	野	早矢	香
同	河	北	浩	之

指 定 期 日 令和7年7月29日午後1時30分進行協議（既指定）
 令和7年7月29日午後2時00分口頭弁論（既指定）
 令和7年10月1日午後1時30分進行協議
 令和7年10月1日午後2時00分口頭弁論
 弁 論 の 要 領 等

出頭当事者

従前の口頭弁論の結果陳述

被 告

準備書面（6）陳述

第1・第2事件原告ら

準備書面（５）及び準備書面（６）陳述

裁判長

- 1 第１・第２事件原告らは、令和７年７月１８日までに、被告準備書面(6)について反論されたい。また、理由付記につき、追加の主張があればその主張も提出されたい。
- 2 被告は、令和７年７月１８日までに、原告らの準備書面(5)及び同(6)について反論されたい。
- 3 被告は、令和７年７月１８日までに、①原告らの準備書面(5) 17頁及び②2025年5月14日付け求釈明書の各求釈明について、対応を検討されたい。特に、少なくとも、同求釈明書「6 文書の探索について」の探索の範囲・対象については、回答していただきたい。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 清 水 健太郎



（ 甲A 号証 ） 書 証 目 録 （ 原告ら 提出分 ）						
（この目録は、各期日の調書と一体となるものである。）						
番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ～ 75	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正 また、甲A40～甲A51の作成者 をいずれも「内閣総理大臣」 と訂正	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
76a1 ～ 83	第 5 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2025.2.26付) のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
84	第 6 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2025.5.12付) のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(甲B 号証) 書 証 目 録 (原告ら 提出分)						
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ～ 28	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正 また、甲B11～甲B13の作成者 をいずれも「内閣総理大臣」 と訂正	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
29 ～ 48	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
49 5 57	第 6 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備	証拠説明書(2025.5.12付) のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

（ 乙A 号証 ）

書 証 目 録

（ 被告 提出分 ）

（この目録は、各期日の調書と一体となるものである。）

番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ～ 12	第 2 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(1)(6.7.9付) のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
13	第 3 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(6.8.8付) のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
14 3 16	第 6 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(7.5.12付) のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。